

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成23年3月14日
- 【発行者名】 フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド  
(Finansa Fund Management Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ジェームス マーシャル  
(James Marshall, Director)
- 【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、  
サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309  
(P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town,  
Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎 文 彰
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階  
島崎法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎 文 彰
- 【連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階  
島崎法律事務所
- 【電話番号】 03(5802)5860
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンド  
(New-S Finansa Trust Vietnam Balanced Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
上限見込額は、3億米ドル（25,062百万円）  
（注）米ドルの円貨換算額は、平成22年10月5日現在の株式会社三菱東京UFJ  
銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝83.54円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## (注)

1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「発行者」または「管理会社」とは、1994年5月25日にケイマン諸島の法律のもとで有限責任会社として設立されたフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドをいう。
2. ファンドの受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載のない限り米ドル貨をもって行う。
3. 本書に記載の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「円」は日本円を指す。本書において便宜上、一定の米ドル金額は2010年10月5日の株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル = 83.54円により円に換算されている。
4. 管理会社の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終了する1年間である。
5. 本書中の表において計数を四捨五入している場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月5日付で提出したニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンド (New-S Finansa Trust Vietnam Balanced Fund) (以下「ファンド」という。)の有価証券届出書(以下「原届出書」という。)記載の一部に訂正すべき事項が生じたため、本訂正届出書により、関連事項を訂正するものである。

## 2 【訂正の内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を引いて示している。

### 第一部 証券情報

#### (8)申込取扱場所

<訂正前>

ニュース証券株式会社(以下「ニュース証券」または「販売会社」という。)

東京都渋谷区東三丁目11番10号恵比寿ビル

(注)上記販売会社の日本における本支店および販売会社の指定することがあるその他販売取扱会社(以下「販売取扱会社」という。)の本支店において、申込みの取扱いを行う。販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

#### (9)払込期日

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社(または販売取扱会社)に対し支払うものとする。各申込にかかる受益証券の発行価額の総額は、販売会社によってかかる4営業日目までにファンドの口座に米ドル貨で払い込まれる。

#### (10)払込取扱場所

ニュース証券株式会社(以下「ニュース証券」または「販売会社」という。)

東京都渋谷区東三丁目11番10号恵比寿ビル

(後略)

< 訂正後 >

(8) 申込取扱場所

販売会社：ニュース証券株式会社（以下「ニュース証券」または「販売会社」という。）

東京都渋谷区東三丁目11番10号恵比寿ビル

販売取扱会社：エアーズシー証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目7番9号ダヴィンチ日本橋179 7階

（注）上記販売会社の日本における本支店および販売会社の指定することがあるその他販売取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）の本支店において、申込みの取扱いを行う。販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。上記販売取扱会社は、販売会社との間でファンド証券の取次業務にかかる契約を締結している。

(9) 払込期日

投資者は、申込注文の成立を販売会社または販売取扱会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社（または販売取扱会社）に対し支払うものとする。各申込にかかる受益証券の発行価額の総額は、販売会社によってかかる4営業日目までにファンドの口座に米ドル貨で払い込まれる。

(10) 払込取扱場所

上記「(8) 申込取扱場所」と同様。

(後略)

## 第二部ファンド情報

## 第1ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

## (1)ファンドの目的及び基本的性格

## b. ファンドの基本的性格

## &lt;訂正前&gt;

ファンドは、2008年9月11日付でメープルズ・ファイナンス・リミテッド（以下「受託会社」という。）と管理会社との間で締結された信託証書（その後の改正を含む。）（以下「信託証書」という。）の条項に従いケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。管理会社は、信託証書の規定に従い受託会社に代わってファンド証券を発行し、発行済みのファンド証券は買戻しの請求により一定の条件のもとに買戻される。

（後略）

## &lt;訂正後&gt;

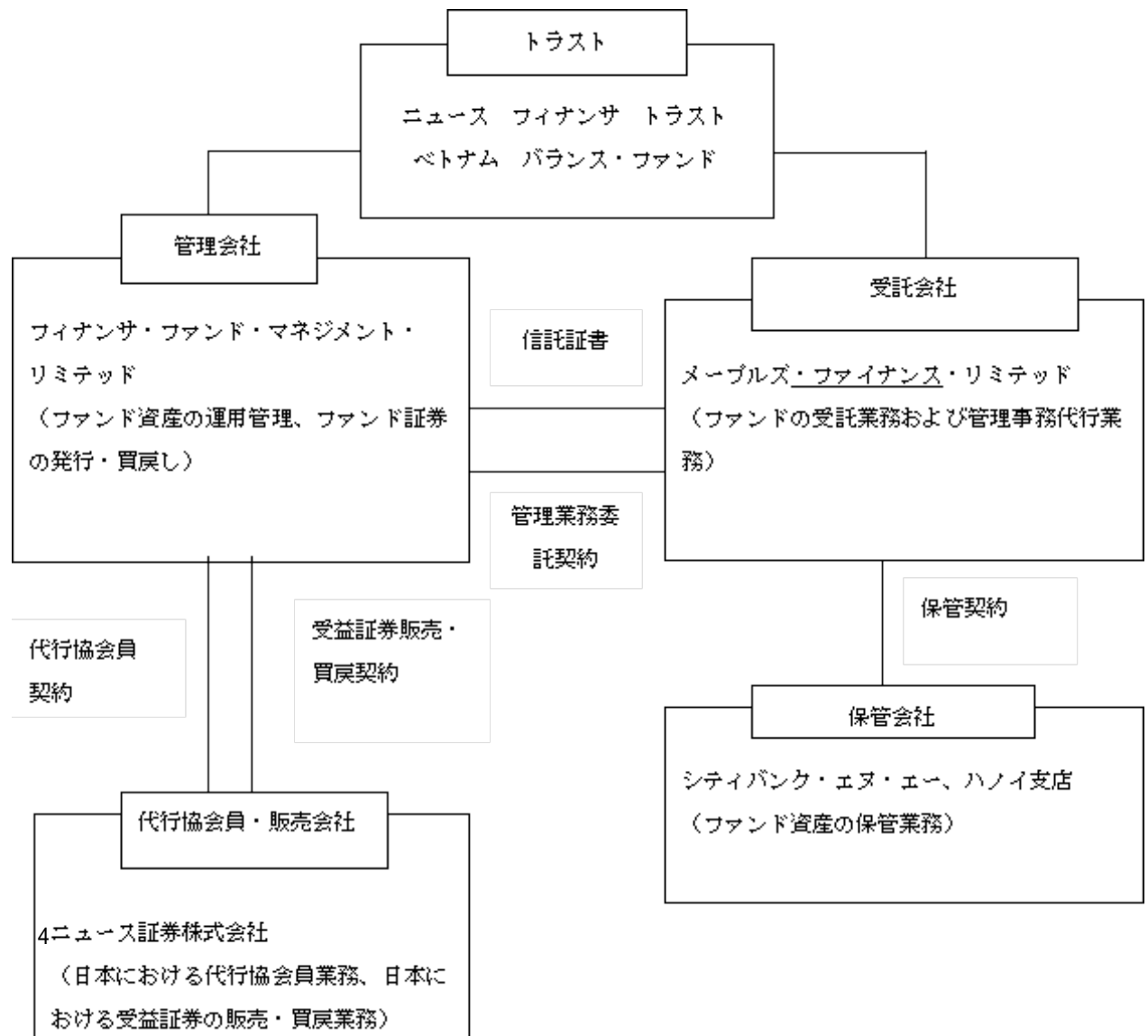
ファンドは、2008年9月11日付でメープルズエフエス・リミテッド（以下「受託会社」という。）と管理会社との間で締結された信託証書（その後の改正を含む。）（以下「信託証書」という。）の条項に従いケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。管理会社は、信託証書の規定に従い受託会社に代わってファンド証券を発行し、発行済みのファンド証券は買戻しの請求により一定の条件のもとに買戻される。

（注）メープルズ・ファイナンス・リミテッドは、2010年12月1日付でメープルズエフエス・リミテッドに商号変更した。

（後略）

## (3)ファンドの仕組み

ファンドに関するスキーム  
 <訂正前>



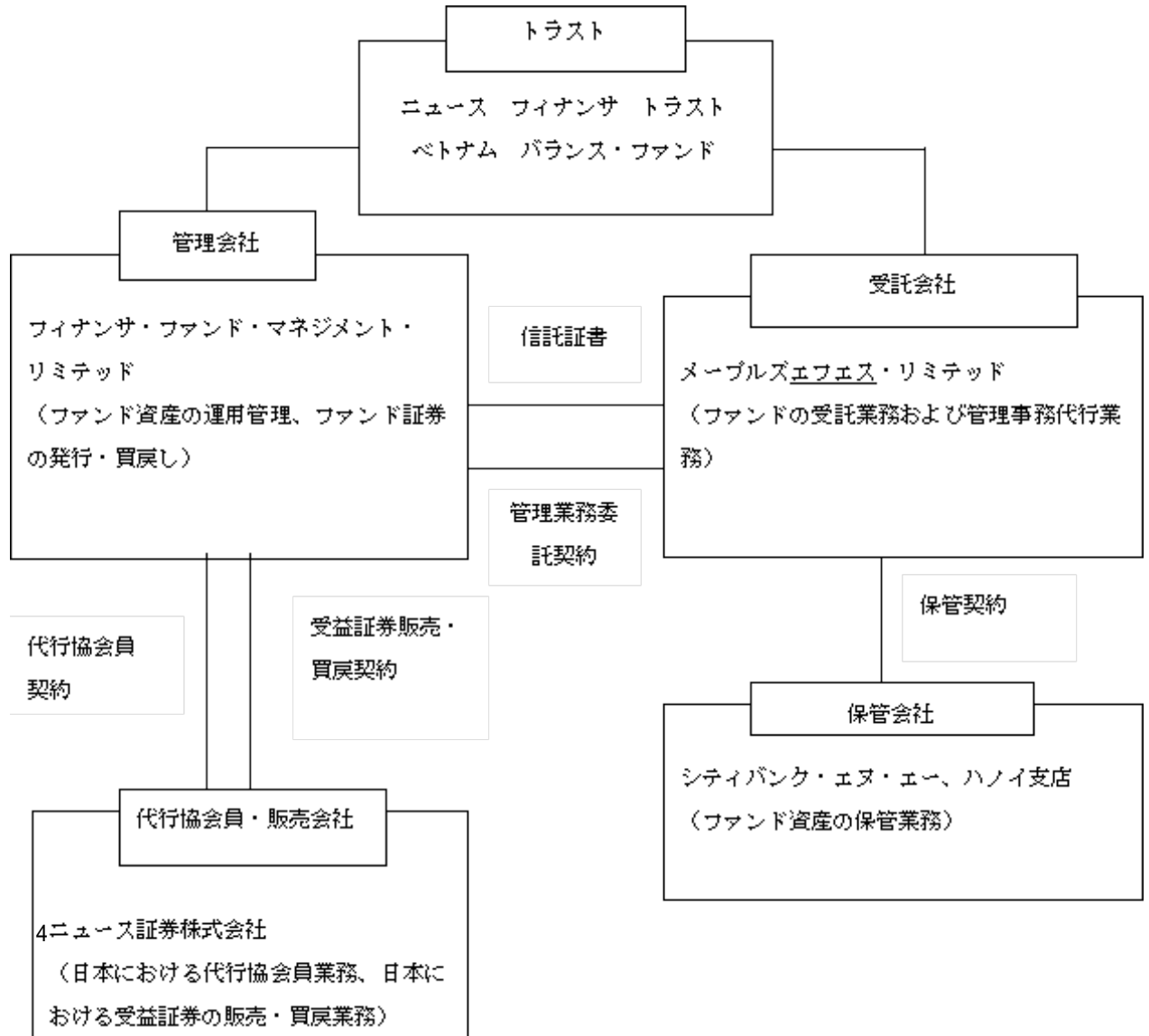
管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
フィナンサ・ファンド・マネジ メント・リミテッド (Finansa Fund Management Ltd.)	管理会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の 改正を含む。）を受託会社と締結。ファン ド資産の運用・管理、ファンド証券の発 行・買戻業務を提供する。
メープルズ・ファイナンス・リ ミテッド (Maples Finance Limited)	受託会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の 改正を含む。）を管理会社と締結。ファン ド資産の管理・保管業務を提供する。 2008年9月15日付で管理会社と管理業務 委託契約（注1）を締結。
シティバンク・エヌ・エー、ハ ノイ支店 (Citibank N.A., Hanoi Branch)	保管会社	2008年10月16日付の保管契約（注2）に 従いファンド資産のベトナムでの保管業 務を提供する。
ニュース証券株式会社	代行協会員 販売会社	2008年9月11日付で管理会社との間で代 行協会員契約（その後の改正を含む。） （注3）を締結。代行協会員業務を提供 する。 2008年9月11日付で管理会社との間で受 益証券販売・買戻契約（その後の改正を 含む。）（注4）を締結。 受益証券の販売・買戻業務を提供する。

（注1）管理業務委託契約（2008年9月15日付）により、信託証書の規定に基づいて管理会社が職務を  
行うべき一定の管理業務、すなわち受益者名簿の管理、受益証券の発行および買戻し等、純資産価格およ  
び受益証券1口当りの価格の決定、各シリーズ・トラストの帳簿類の管理、管理会社に対して支払われ  
る管理・成功報酬の計算その他の業務をメープルズ・ファイナンス・リミテッドに委託している。

（後略）

&lt;訂正後&gt;





## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
フィナンサ・ファンド・マネジ メント・リミテッド (Finansa Fund Management Ltd.)	管理会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の改正を含む。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻業務を提供する。
メープルズエフエス・リミテッ ド (MaplesFS Limited)	受託会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の改正を含む。）を管理会社と締結。ファンド資産の管理・保管業務を提供する。 2008年9月15日付で管理会社と管理業務委託契約（注1）を締結。
シティバンク・エヌ・エー、ハ ノイ支店 (Citibank N.A., Hanoi Branch)	保管会社	2008年10月16日付の保管契約（注2）に従いファンド資産のベトナムでの保管業務を提供する。
ニュース証券株式会社	代行協会員 販売会社	2008年9月11日付で管理会社との間で代行協会員契約（その後の改正を含む。）（注3）を締結。代行協会員業務を提供する。 2008年9月11日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（その後の改正を含む。）（注4）を締結。 受益証券の販売・買戻業務を提供する。

（注1）管理業務委託契約（2008年9月15日付）により、信託証書の規定に基づいて管理会社が職務を行うべき一定の管理業務、すなわち受益者名簿の管理、受益証券の発行および買戻し等、純資産価格および受益証券1口当りの価格の決定、各シリーズ・トラストの帳簿類の管理、管理会社に対して支払われる管理・成功報酬の計算その他の業務をメープルズエフエス・リミテッドに委託している。

（後略）

## (6) 監督官庁の概要

< 訂正前 >

受託会社は、ファンドを投資信託法に基づき「ミューチュアル・ファンド」として登録されているため、ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づき規制される。受託会社は認可されたメープルズ・ファイナンス・リミテッドである。従って、受託会社は、ミューチュアル・ファンド法上、(a) CIMAにファンドを登録しなければならず、(b) 目論見書その他同様の書面の詳細およびその変更をCIMAに提出しなければならず、(c) 適切な監査人により監査された会計書類を毎年CIMAに提出しなければならず、また(d) 年次報告書をCIMAが指定する様式で毎年CIMAに提出

しなければならず、(e)既定の登録手数料を支払わなければならない。規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがケイマン投資法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

（後略）

<訂正後>

受託会社は、ファンドを投資信託法に基づき「ミューチュアル・ファンド」として登録されているため、ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づき規制される。受託会社は認可されたメープルズエフエス・リミテッドである。従って、受託会社は、ミューチュアル・ファンド法上、(a) CIMAにファンドを登録しなければならず、(b)目論見書その他同様の書面の詳細およびその変更をCIMAに提出しなければならず、(c)適切な監査人により監査された会計書類を毎年CIMAに提出しなければならず、また(d)年次報告書をCIMAが指定する様式で毎年CIMAに提出しなければならず、(e)既定の登録手数料を支払わなければならない。規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがケイマン投資法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

（後略）

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売手続等

<訂正前>

（前略）

### 申込手続

受益証券の申込者および受益者で追加で受益証券の購入したい者は、申込書（申込者の身元を証する情報および書面を添付する。）を関連する買付日の2取引営業日前の午後5時までに、が受領できるようにしなければならない。決済資金（申込金の支払いの証拠を添付する。）はファンドの口座において米ドル建てで次回買付日直前の取引営業日の午前9時（香港時間）ま

でに支払われなければならない。決済資金が同時限までに支払われない場合は、当該申込は、申込書および申込金受領後の最初の買付日に繰延べられ、受益証券は当該買付日において適用される買付価格で発行される。上記において、「次回買付日」とは当該申込がなされた買付日の次の買付日をいう。

（中略）

#### （ロ）日本における販売手続等

本書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続きがなされる。

#### 申込日

申込みは、受益証券の買付申込の締切日（毎週の各評価日の日本における1営業日前の日をいい、通常は毎週木曜日となる。以下「買付申込締切日」という。）の正午までに受付けたものについて販売会社により一括して取扱われる。

#### 約定日と受渡日

日本における約定日は販売会社が直前の評価日における純資産価格の連絡を受け、買付申込注文の成立を確認した日（買付申込締切日の翌週の第2取引営業日で、買付日である。通常は火曜日となる。）であり、受渡しは、約定日（同日を含む。）から起算して4営業日以内とする。販売会社は、受領した申込金を当該4営業日目（通常は金曜日となる。）までにファンドのニューヨークの銀行口座に米ドルで送金するが、もし販売会社のかかる送金にかかわらず、その支配しえない事由により申込金額が次回買付日の1取引営業日（通常は翌週の月曜日となる。）の午前9時（香港時間）までにファンドの口座への払込がなされなかった場合は、当該申込みは次の評価日における純資産価格での申込みとみなされる。

#### 申込価格と申込手数料

申込価格は、各買付日の直前の評価日現在で計算される受益証券の純資産価格である。ただし、上記のとおり、申込みが次の評価日における純資産価格に対するものとみなされる場合は、買付申込者は差額を販売会社との間で精算することになる。

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

（後略）

<訂正後>

（前略）

#### 申込手続

受益証券の申込者および受益者で追加で受益証券の購入したい者は、申込書（申込者の身元を証する情報および書面を添付する。）を関連する買付日の2取引営業日前の午後5時まで受領できるようにしなければならない。決済資金（申込金の支払いの証拠を添付する。）はファンドの口座において米ドル建てで次回買付日直前の取引営業日の午前9時（香港時間）までに支払われなければならない。決済資金が同時限までに支払われない場合は、当該申込は、申込書および申込金受領後の最初の買付日に繰延べられ、受益証券は当該買付日において適用される買付価格で発行される。上記において、「次回買付日」とは当該申込がなされた買付日の次の買付日をいう。

（中略）

#### （口）日本における販売手続等

本書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続がなされる。

#### 申込日

申込みは、受益証券の買付申込の締切日（毎週の各評価日の日本における1営業日前の日をいい、通常は毎週木曜日となる。以下「買付申込締切日」という。）の正午までに販売会社または販売取扱会社が受付けたものについて販売会社により一括して取扱われる。

#### 約定日と受渡日

日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が直前の評価日における純資産価格の連絡を受け、買付申込注文の成立を確認した日（買付申込締切日の翌週の第2取引営業日で、買付日である。通常は火曜日となる。）であり、受渡しは、約定日（同日を含む。）から起算して4営業日以内とする。販売会社は、受領した申込金を当該4営業日目（通常は金曜日となる。）までにファンドのニューヨークの銀行口座に米ドルで送金するが、もし販売会社のかかる送金にかかわらず、その支配しえない事由により申込金額が次回買付日の1取引営業日（通常は翌週の月曜日となる。）の午前9時（香港時間）までにファンドの口座への払込がなされなかった場合は、当該申込みは次の評価日における純資産価格での申込みとみなされる。

#### 申込価格と申込手数料

申込価格は、各買付日の直前の評価日現在で計算される受益証券の純資産価格である。ただし、上記のとおり、申込みが次の評価日における純資産価格に対するものとみなされる場合は、買付申込者は差額を販売会社または販売取扱会社との間で精算することになる。

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

（後略）

## 2 買戻し手続等

### (口)日本における買戻し手続等

< 訂正前 >

#### 買戻日

買戻しを希望する受益者は、各週の評価日（通常は金曜日となる。）の日本における1営業日前（通常は木曜日で、以下「買戻申込締切日」という。）の正午までにその保有にかかる受益証券の買戻しの申込みを行うときは、当該評価日にかかる買戻日（買付日と同一の日で、通常は当該評価日の後の翌火曜日となる。以下「買戻日」という。）に当該受益証券の買戻しが買戻価格（以下に定義する。）で行われる。

#### 買戻価格と買戻手数料

買戻価格は、上記のとおり買戻申込締切日の正午までに投資者からその保有にかかる受益証券の買戻請求が受領される場合は、当該評価日現在で計算される純資産価格とする（以下、かかる価格を「買戻価格」という。）。適用となる買戻価格と当該買戻しの約定を販売取扱会社が確認した日が日本における約定日となり、買戻代金の受渡しは、ファンドが買戻代金を販売会社に対して送金した日（当該買戻日から7取引営業日以内の日）以降遅滞なく行われる。買戻手数料は徴収されない。

（後略）

< 訂正後 >

#### 買戻日

買戻しを希望する受益者は、各週の評価日（通常は金曜日となる。）の日本における1営業日前（通常は木曜日で、以下「買戻申込締切日」という。）の正午までにその保有にかかる受益証券の買戻しの申込みを販売会社または販売取扱会社に対して行うときは、当該評価日にかかる買戻日（買付日と同一の日で、通常は当該評価日の後の翌火曜日となる。以下「買戻日」という。）に当該受益証券の買戻しが買戻価格（以下に定義する。）で行われる。

#### 買戻価格と買戻手数料

買戻価格は、上記のとおり買戻申込締切日の正午までに投資者からその保有にかかる受益証券の買戻請求が販売会社または販売取扱会社において受領される場合は、当該評価日現在で計算される純資産価格とする（以下、かかる価格を「買戻価格」という。）。適用となる買戻価格と当該買戻しの約定を販売会社または販売取扱会社が確認した日が日本における約定日となり、買戻代金の受渡しは、ファンドが買戻代金を販売会社に対して送金した日（当該買戻日から7取引営業日以内の日）以降遅滞なく行われる。買戻手数料は徴収されない。

（後略）

[次へ](#)

#### 第4 外国投資信託受益証券事務の概要

##### (イ) ファンド証券の名義書換

###### < 訂正前 >

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 メープルズ・ファイナンス・リミテッド (Maples Finance Limited)

取扱場所 ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1104、クイーンズゲート・ハウス私書箱309

(P.O. Box 309, Queensgate House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

(後略)

###### < 訂正後 >

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 メープルズエフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)

取扱場所 ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1104、クイーンズゲート・ハウス私書箱309

(P.O. Box 309, Queensgate House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

(後略)

[次へ](#)

## 第2 その他の関係法人の概況

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

&lt; 訂正前 &gt;

1. マップルズ・ファイナンス・リミテッド (Maples Finance Limited) (「受託会社」)

&lt; 訂正後 &gt;

1. マップルズエフエス・リミテッド (MaplesFS Limited) (「受託会社」)

## 2 関係業務の概要

&lt; 訂正前 &gt;

1. マップルズ・ファイナンス・リミテッド (Maples Finance Limited) (「受託会社」)

管理会社との信託証書に基づき、受託業務および事務管理業務を行う。

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

1. マップルズエフエス・リミテッド (MaplesFS Limited) (「受託会社」)

管理会社との信託証書に基づき、受託業務および事務管理業務を行う。

(後略)

## 第5 その他

&lt; 訂正前 &gt;

- (1) 届出目論見書の表紙に管理会社、販売会社および/またはその関係会社の名称およびロゴ、ファンドの愛称（アオザイ等）、その他ファンドに関連する写真および図案等、また裏表紙にロゴ、図案等を採用することがある。

- (2) 交付目論見書の表紙には次の文章が記載される。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」

「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社にご請求頂ければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされています。」

(後略)



<訂正後>

- (1) 届出目論見書の表紙に管理会社、販売会社、販売取扱会社および/またはその関係会社の名称およびロゴ、ファンドの愛称（アオザイ等）、その他ファンドに関連する写真および図案等、また裏表紙にロゴ、図案等を採用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙には次の文章が記載される。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」

「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社または販売取扱会社にご請求頂ければ当該日本における販売会社または販売取扱会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされています。」

（後略）

[前へ](#)